



三労発基 0713 第 1 号  
令和 4 年 7 月 1 3 日

三重地方最低賃金審議会  
会 長 安井 広伸 殿

三 重 労 働 局 長  
金尾 文敬

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定等に関する申出が、別添のとおりあったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成 23 年三重労働局最低賃金公示第 2 号）  
申出日 令和 4 年 6 月 16 日  
申出代表者 日本化学エネルギー産業労働組合連合会三重県地方連絡会議長  
藤井 大輔
- 2 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成 23 年三重労働局最低賃金公示第 3 号）  
申出日 令和 4 年 6 月 20 日  
申出代表者 全日本電線関連産業労働組合連合会三重地方協議会議長  
村木 靖彦
- 3 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 5 号）  
申出日 令和 4 年 7 月 4 日  
申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会三重地方協議会議長  
小田 正亮
- 4 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年三重労働局最低賃金公示第 6 号）  
申出日 令和 4 年 7 月 5 日  
申出代表者 自動車総連三重地方協議会議長 葛山 真由美